

犬山市議会第9号議案

犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、議会議員の議員報酬月額を改定するため必要があるからである。

犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条各号を次のように改める。

- (1) 議長 536,000円
- (2) 副議長 491,000円
- (3) 議員 476,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（議員報酬） 第1条 略 <u>(1) 議長 536,000円</u> <u>(2) 副議長 491,000円</u> <u>(3) 議員 476,000円</u></p>	<p>（議員報酬） 第1条 略 <u>(1) 議長 529,000円</u> <u>(2) 副議長 488,000円</u> <u>(3) 議員 473,000円</u></p>